

○大府市がんばる事業者応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、新技術及び新事業の創出につながる研究開発等に対して交付する大府市がんばる事業者応援補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 本市に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業者を含む。）及び複数の中小企業者で構成される企業グループをいう。ただし、企業グループについては、これを構成する中小企業者のうち2分の1以上は、本市に事業所を有するものでなければならない。
- (2) 事業所 物の生産又は販売、サービスの提供等が事業として行われている場所をいう。
- (3) 公設試験研究機関 地方公共団体等が設置している工業系の試験研究機関をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、中小企業者等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 国、県又はその他の関係機関から補助金等の交付を受けていないこと。（当該補助金等と補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が重複していない場合は、補助対象とする。）

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とし、補助対象事業の基準は、別表第1のとおりとする。

- (1) 研究開発事業
 - (2) 販路開拓事業（事業化促進）
 - (3) 販路開拓事業（見本市出展）
 - (4) 知的財産権取得事業
 - (5) 認証等取得事業
- 2 前項各号に掲げる補助対象事業の補助金の交付を受けることができるのは、3年度中に各補助対象事業について、それぞれ1回限りとし、企業グループとして交付を受ける場合もまた同様とする。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、補助対象事業が同一の内容で複数年度に渡る場合は、当該補助対象事業に対し1回限り補助金を交付するものとする。

(研究開発事業の特例)

第5条 市長は、前条第1項第1号に規定する事業がウェルネスバレー基本計画に基づく健康・医療・福祉関連施設と連携した事業（以下「ウェルネスバレー関連事業」という。）の場合は、2年間交付することができる。

（補助金の額）

第6条 補助対象経費は、別表第2のとおりとし、補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 前2項の規定により算出された補助金の額の上限は、別表第3のとおりとする。

（計画書の提出）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、あらかじめ、がんばる事業者応援補助金事業計画書（第1号様式。以下「計画書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第4条第1項第4号及び第5号に規定する事業は、計画書の提出を要しない。

- (1) 実施計画書（第2号様式）
- (2) 企業の事業概要が分かる書類
- (3) 補助対象事業の詳細が分かる書類

（承認書の交付）

第8条 市長は、計画書を受理したときは、その内容を審査し、補助の対象となる事業であると認めるときは、がんばる事業者応援補助金事業計画承認書（第3号様式。以下「計画承認書」という。）を補助申請者に交付するものとする。

（計画承認の取消し）

第9条 市長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該計画の承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたと認められるとき。
- (2) 重大な法令違反又は社会的信用を著しく損なう行為があったと認められるとき。

（補助金の交付の申請）

第10条 補助申請者は、補助対象事業が完了したとき、又は補助金の交付を受けようとする年度の末日までに、がんばる事業者応援補助金交付申請書（第4号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（第5号様式）
- (2) 経費の支払い等を証する書類の写し
- (3) 補助対象事業の実施を証する書類

（補助金の交付の時期）

第11条 補助金の交付の時期は、補助申請者が第8条の規定による計画承認書の交付を受けた年度又はその翌年度とする。ただし、第5条に規定するウェルネスバレー関連事業に係る補助金の交付の時期は、補助申請者が計画承認書の交付を受けた年度又はその翌年度から2年間とする。

（補助金の交付の決定）

第12条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、がんばる事業者応援補助金交付決定通知書（第6号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、補助申請者に通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第13条 交付決定通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、がんばる事業者応援補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

（補助金の不交付等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適切であると認めるとき。

（財産の処分の制限）

第15条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産を市長の承認を受けないで処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者が前項の規定による承認を得て財産を処分したことにより収入を得た場合は、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（検査等）

第16条 市長は、補助申請者及び補助事業者に対し、補助対象事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（適用期間）

2 この要綱は、施行日から令和8年3月31日までの間に交付申請された補助金について適用する。ただし、第5条に規定するウェルネスバレー関連事業の2年目の補助金の交付に限り、令和9年3月31日までの間に交付申請された補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

| 補助対象事業 | 基準 |
|-------------------|--|
| 研究開発事業 | 次のいずれにも該当していること。 (1) 新技術又は新商品・サービスの開発を目的としている事業であること。 (2) 販路が確保又は確保できる見込みがあること。 (3) 大府市内にて製造又は販売を行う事業であること。 ※ ただし、機械装置又は測定機器の更新は対象外とし、借上又は購入する機器に関して、必要とする根拠を説明すること。 |
| 販路開拓事業 （事業化促進） | 新たな事業分野への開拓を目指す事業で次のいずれかに該当していること。 (1) 市場調査・消費モニター調査、知的財産に関する調査 (2) 民間企業・公的試験機関及び大学で行う性能・特性測定及び評価 (3) 製品・商品デザイン、パッケージデザイン、商標等の開発 (4) 販路開拓又は販路拡大に係る媒体の作成・利用 |
| 販路開拓事業 （見本市出展） | 補助金の交付を申請する年度に行われる販路開拓又は販路拡大を目的とした見本市へ出展していること。 |
| 知的財産権取得事業 | 補助金の交付を申請する年度に特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の取得を出願していること。 |
| 認証等取得事業 | 補助金の交付を申請する年度に次のいずれかに該当していること。 (1) ISO、JIS又はJAS規格の認証を取得していること。 (2) 医療機器製造販売業の許可を受けていること。 (3) 医療機器製造業の登録をしていること。 (4) 医療機器販売業の許可を受けていること又は届出をしていること。 |

別表第2（第6条関係）

| 補助対象事業 | 補助対象経費 |
|-------------------|--|
| 研究開発事業 | 原材料費、機械装置又は測定機器等の借上料、同購入費（80万円まで）、調査費、外部専門家に対する謝金、外部専門家に対する旅費、会議費、会場借料、分析試験費、委託・外注費（補助対象経費総額の3分の2まで） |
| 販路開拓事業 （事業化促進） | 資料購入費、資料作成費、調査費、分析試験費、委託・外注費、広報費。ただし、維持費は補助対象外とする。 |
| 販路開拓事業 （見本市出展） | 出展料、装飾費（レンタル可） |
| 知的財産権取得事業 | 特許庁及び弁理士に支払う費用 |

| | |
|---------|-----------------------|
| 認証等取得事業 | 審査機関等に支払う費用、コンサルタント費用 |
|---------|-----------------------|

別表第3（第6条関係）

| 補助対象事業 | 補助金の額の上限 |
|-------------------|----------|
| 研究開発事業 | 60万円 |
| 販路開拓事業 （事業化促進） | 30万円 |
| 販路開拓事業 （見本市出展） | 20万円 |
| 知的財産権取得事業 | 15万円 |
| 認証等取得事業 | 40万円 |